

議案第 68 号

長浜水道企業団の共同処理する事務の変更および規約の変更について

長浜水道企業団の共同処理する事務を変更し、これに伴う長浜水道企業団規約を別紙のとおり変更することにつき、長浜市と協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 5 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成 29 年 4 月 1 日をもって長浜市の余呉・木之本簡易水道事業および西浅井簡易水道事業を長浜水道企業団に経営統合することに伴い、この案を提出するものである。

長浜水道企業団規約の一部を改正する規約

長浜水道企業団規約（昭和 38 年許可滋賀県指令地第 887 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「(平成 22 年 1 月 1 日合併前の長浜市、虎姫町、湖北町、高月町および木之本町（木之本町木之本、木之本町廣瀬、木之本町黒田、木之本町田部、木之本町千田、木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町西山、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾、木之本町川合、木之本町古橋、木之本町石道および木之本町小山の区域に限る。）の区域に限る。）」を削る。

付 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

長浜水道企業団規約新旧対照表

改正後	現 行
<p>長浜水道企業団規約</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 企業団は、長浜市および米原市（平成17年10月1日合併前の近江町の区域に限る。）における上水道施設（簡易水道施設を含む。）の建設ならびに維持経営に関する事務を共同処理する。</p> <p>第4条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規約は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>長浜水道企業団規約</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 企業団は、長浜市（平成22年1月1日合併前の長浜市、虎姫町、湖北町、高月町および木之本町（木之本町木之本、木之本町廣瀬、木之本町黒田、木之本町田部、木之本町千田、木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町西山、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾、木之本町川合、木之本町古橋、木之本町石道および木之本町小山の区域に限る。）の区域に限る。）および米原市（平成17年10月1日合併前の近江町の区域に限る。）における上水道施設（簡易水道施設を含む。）の建設ならびに維持経営に関する事務を共同処理する。</p> <p>第4条以下 略</p>